

ポリエステル短繊維に対して課する
不当廉売関税に関する政令案要綱

- 1 大韓民国及び台湾を原産地とするポリエステル短繊維について、不当廉売された貨物の輸入の事実及び当該輸入の本邦の産業に与える実質的な損害等の事実があり、かつ、本邦の産業を保護するため必要があると認められることから、関税定率法第8条に基づき、次により、不当廉売関税を課するため必要な事項を定めることとする。
 - (1) 不当廉売関税を課する貨物、当該貨物の原産地等及び課税期間を定める。
(第1条、別表第1及び別表第2関係)
 - (2) 不当廉売関税の税率を原産地等に応じて定める。(第2条関係)
 - (3) ポリエステル短繊維を輸入しようとする者等の提出書類を定める。(第3条関係)
 - (4) 不当廉売関税と一般税率による関税の申告等における取扱いを定める。(第4条関係)
 - (5) 輸入者が納付した不当廉売関税額が実際の不当廉売差額を超えることとなった場合の還付の計算期間等を定める。(第5条関係)
- 2 この政令は、公布の日から施行することとする。